

平成十年八月二十日提出
質問第七号

行刑施設職員の労働条件等に関する質問主意書

提出者 金田 誠一

行刑施設職員の労働条件等に関する質問主意書

昨年来、行刑施設における職員（以下「刑務官」という）の関連する被収容者への携帯電話の貸与、刑務所内での贈収賄事件、物品の紛失事故、被収容者の自殺事故等、刑事施設等における不祥事が少なからず発生したことに鑑み、去る六月四日、下稲葉法務大臣（当時）は全国の施設長らの会合において事故防止の徹底を訓示したと伝えられている。

これらの現状を踏まえ、以下の点を質問する。

一 刑務官の法的地位について

- 1 現在、刑務官の職務を規定している法令（規則含む）は何か。
- 2 刑務官の権利・義務を規定した国際準則には何があるか。それらについて、どのような法的効力を認めているか。

二 刑務官の給与・諸手当について

- 1 給与について、現在刑務官に適用される俸給表を明らかにされたい。
- 2 諸手当について、具体的細目及び各手当ごとの適用総数（人数及び時間数）並びに単位当たりの金額

を明らかにされたい。

3 前項のうち、特に超過勤務手当の時間当たりの額、適用時間数及び支給総額、適用人数をそれぞれ明らかにされたい。

三 勤務時間・休暇について

1 刑務官一人当たりの一週間及び一年当たりの平均勤務時間は何時間か。

2 前項のうち、各刑務官の一週間及び一年当たりの平均超過勤務時間数は何時間か。

3 年次休暇制度、病気休暇制度、特別休暇制度（夏季休暇、結婚・出産に伴う休暇等）及び介護休暇制度等の休暇制度について、具体的細目及び各休暇ごとの適用数（日数）並びに刑務官一人当たりの消化率を明らかにされたい。

四 勤務地について

1 従来、初等科職員（中等科研修入所試験合格者及び国家公務員採用Ⅱ種試験合格者以下の者）については原則として採用庁を所管する矯正管区地域内での異動が行われていたと考えるが、事実か。

2 現在、初等科職員についてもいわゆる管区外への異動が行われていると聞くが、どのような理由・根

拠に基づき、いつから、対象者及び異動先等どのような基準で、実施されているのか。

3 第1項に基づいて、戦後各年ごとに行われた矯正管区内での異動の実績（人数）、及び例外的に管区外への異動が行われた場合はその実績も明らかにされたい。

4 第2項に基づいて、各年ごとに行われた矯正管区外への異動の実績（人数・性別）、及び対象者の平均年齢、並びに異動の結果、いわゆる単身赴任となった者の数について明らかにされたい。

五 研修・昇任制度について

1 採用後の初等科研修の具体的内容について、明らかにされたい。

2 昇任制度の具体的内容を明らかにされたい。

六 福利・厚生制度について

刑務官の福利・厚生制度の具体的内容について明らかにされたい。

七 昨年七月、「人権教育のための国連十年推進本部」の決定した国内行動計画において、刑務官に対する教育推進がうたわれたが、これについて

1 同計画の具体的内容、とりわけ刑務官に関する部分について明らかにされたい。

2 同計画に基づく刑務官の人権教育推進にかかる諸施策の具体的内容について明らかにされたい。

八 刑務官の年齢構成等について

1 現在に至るまでの刑務官の年齢構成の推移について、具体的に明らかにされたい。

2 戦後各年の刑務官の採用数について、新規、中途の別に明らかにされたい。

3 戦後各年の刑務官の辞職者数及び定年退職者数について、明らかにされたい。

4 戦後各年の刑務官の自殺者数について、明らかにされたい。

九 被収容者の動作要領に関する指導について

昨年九月二九日、法務省において開催された被収容者処遇対策協議会の協議経過等を別途同年一月に取りまとめた「被収容者の動作要領について」に基づいて、従来の被収容者の動作要領に関する指導に多くの点で変更が加えられたと聞いているが、これについて

1 具体的な内容を明らかにされたい。

2 現在、同文書はどのような取扱いになっているか。

十 冒頭に触れた、被収容者への携帯電話の貸与、刑務所内での贈収賄事件、物品の紛失事故、被収容者の

自殺事故等の不祥事について

1 各事件について、報告がなされていれば、報告書の表題、及びその具体的な内容について明らかにされたい。

2 各報告において打ち出された対策について具体的に明らかにされたい。

右質問する。